

平成19年 5月11日

金融庁監督局総務課 御中

全 国 銀 行 協 会

「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（案）」等、並びに、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成19年 4月10日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を、別紙のとおり提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成19年5月11日

「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(案)」等、並びに、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)に対する意見等

全国銀行協会

<意見>

今回の規制緩和は、信用保証業務を活用した金融サービスの多様化に繋がるものといえる。ただし、現行案では、以下のとおり、規制緩和によるビジネスメリット、利用者利便の向上メリットが低減するとともに、円滑な金融再編の障害となる虞もある。このため、「グループ内の事業性ローンへの保証」についても解禁していただきたい。

(1) 現在、金融機関は個人事業主や中小企業事業者の資金調達ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めている。動産担保融資や無担保融資に関するグループ内外の多様なノウハウを活用した商品設計や金融サービスの提供は、個人事業主や中小企業事業者の資金調達の円滑化に繋がるものであり、当該商品や金融サービスの提供主体たる銀行が保証会社と同一グループ内であるか否かで規制が区分されることは、個人事業主や中小企業事業者の選択の余地を狭めることになりかねないことから、グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が不可欠である。

具体的には、例えば、グループ内のリース会社の産業機械等に係る価値評価能力を活用した保証業務など、銀行本体で提供できない、子会社・関連会社の専門性を生かした保証業務を活用することによって、動産担保融資の普及を図ること等が挙げられる。

(2) 銀行グループ同士の再編や、銀行とノンバンク間での提携が進むなかで、「グループ内の事業性ローンへの保証は不可」「グループ外の事業性ローンへの保証は可」という対応が為された場合、円滑な金融グループ再編の障害となるケースも想定される。

(3) 銀行の子会社・関連会社が「グループ内の事業性ローンへの保証」を行う場合、親銀行にとって、グループ全体でみたリスクの大きさやリスク管理の重要性は不変である。したがって、この観点から、一律に「グループ内の事業性ローンへの保証」のみを禁止する理由はない。

< 確認事項 >

監督指針の改正案における「保証業務の専門体制の確立」とは、「適正な支払い準備の確保等」という目的のための手段の例示であって、必須の条件ではないという理解でよいか。少なくとも、法人格としての分離ではなく、業務部門の分離のみを求めるものであるとの理解でよいか（事業性ローンについては、既に別の業務を行っている子会社・関連会社が保証業務を行う可能性があり、その場合、法人格の分離が困難）。

以 上